

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(昭和 59 年 12 月 20 日都条例第 128 号)

最近改正 平成 22 年 12 月 22 日都条例第 106 号

## (定義)

**第 1 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 それぞれ都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
- (2) 無指定地域 前号に掲げる地域以外の地域をいう。
- (3) 第一種文教地区又は第二種文教地区 それぞれ東京都文教地区建築条例(昭和 25 年東京都条例第 88 号)第 2 条に規定する第一種文教地区又は第二種文教地区をいう。
- (4) 病院又は診療所 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)をいう。

## 第 2 条 削除

### (風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域)

**第 3 条** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、次の地域とする。

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(以下「住居集合地域」という。)。ただし、法第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の営業に係る営業所については、近隣商業地域及び商業地域に近接する第 2 種住居地域及び準住居地域で東京都公安委員会規則(以下「規則」という。)で定めるものを除く。
- (2) 学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲 100 メートル以内の地域。ただし、近隣商業地域及び商業地域のうち、規則で定める地域に該当する部分を除く。

- 2 前項の規定は、列車等常態として移動する施設において営まれる風俗営業に係る営業所については、適用しない。

**(特別な事情のある日等)**

**第4条** 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等として規則で定める日とする。(に)

- 2 前項に規定する日に係る法第13条第1項の条例で定める地域(以下「特別日営業延長許容地域」という。)は、規則で定める地域とする。
- 3 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時以降において、地域の区分ごとに規則で定める時とする。

**(営業延長許容地域の指定)**

**第4条の2** 法第2条第1項第7号の営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第7条に規定する営業に限る。次条において同じ。)を除く風俗営業について、法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域(以下「営業延長許容地域」という。)は、商業地域のうち規則で定める地域とする。

**(風俗営業の営業時間の制限)**

**第5条** 次の表の上欄に掲げる風俗営業は、同表の中欄に掲げる地域において、同表の下欄に掲げる時間においては、これを営んではならない。(に)

法第2条第1項第7号の営業	東京都内全域	午後11時から翌日の午前10時まで
法第2条第1項第8号の営業	住居集合地域	午後11時から翌日の午前10時まで
	営業延長許容地域	午前1時(第4条第1項の規則で定める日)にあっては、当該日に係る特別日営業延長許容地域について同条第3項の規則で定める時から午前10時まで
	住居集合地域及び営業延長許容地域以外の地域	午前0時(第4条第1項の規則で定める日)にあっては、当該日に係る特別日営業延長許容

		地域について同条第 3 項の規則で定める時) から午前 10 時まで
その他の風俗営業	住居集合地域	午後 11 時から翌日の午前 10 時まで

**(風俗営業等の騒音及び振動の数値)**

**第 6 条** 法第 15 条(法第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域について、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。  
(は)

地域	数値			
	日出時から午前 8 時までの間	午前 8 時から日没時までの間	日没時から翌日の午前 0 時までの間	午前 0 時から日出時までの間
(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種文教地区	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び無指定地域(第一種文教地区に該当する部分を除く。)	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
(3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(第一種文教地区に該当する部	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル

2 法第 15 条の条例で定める振動に係る数値は、東京都内全域について 55 デシベルとする。

**(風俗営業者の遵守事項)**

**第 7 条** 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (3) 法第 17 条の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。

- (4) 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
  - (5) 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
  - (6) 営業所において、店舗型性風俗特殊営業(法第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業をいう。以下同じ。)、受付所営業(法第 31 条の 2 第 4 項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。)又は店舗型電話異性紹介営業(法第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)を営み、又は他の者に営ませないこと。
  - (7) とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
- 2 法第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 客相互の行う遊技の結果に対して賞品を提供しないこと。
  - (2) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
  - (3) 営業所(まあじゃん屋及び飲食店営業と法第 2 条第 1 項第 8 号の営業とを兼業している営業に係る営業所を除く。)において、客に飲酒をさせないこと。

**(立入りを制限する年少者の年齢及び時)**

**第 8 条** 法第 22 条第 5 号の条例で定める年齢は、16 歳とし、同号の規定により条例で定める時は、午後 6 時とする。

**(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設)**

**第 9 条** 法第 28 条第 1 項(法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合及び法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。)の条例で定めるその他の施設は、病院及び診療所とする。

**(店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域)**

**第 10 条** 次の表の上欄に掲げる店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(1) 法第 2 条第 6 項第 1 号及び第 2 号の営業並びに受付所営業	台東区千束四丁目(16 番から 32 番まで及び 41 番から 48 番まで)の地域以外の地域
(2) 法第 2 条第 6 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号並びに同条第 9 項の営業	商業地域以外の地域
(3) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、政令第 3 条第 2 項の構造を有する施設を設けて営む営業	次に掲げる地域以外の地域 1 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目(2 番から 29 番まで)、新宿二丁目

	(6 番、11 番、12 番及び 16 番から 19 番まで)及び新宿三丁目(2 番から 13 番まで)の地域 2 台東区千束四丁目(16 番から 32 番まで及び 41 番から 48 番まで)の地域 3 豊島区西池袋一丁目(18 番から 44 番まで)の地域
(4) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、政令第 3 条第 3 項の設備を有する施設を設けて営む営業((3)に該当するものを除く。)	近隣商業地域及び商業地域(第一種文教地区及び第二種文教地区に該当する部分を除く。)以外の地域

**(店舗型性風俗特殊営業等の深夜における営業時間の制限)**

第 11 条 店舗型性風俗特殊営業(法第 28 条第 4 項に規定するものに限る。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、東京都内全域において、午前 0 時から日出時までの時間においては、これを営んではならない。

**(店舗型性風俗特殊営業等の広告又は宣伝を制限すべき地域)**

第 11 条の 2 法第 28 条第 5 項第 1 号ロ(法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。)の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第 10 条に規定する当該営業の禁止地域とする。

2 法第 31 条の 3 第 1 項及び法第 31 条の 18 第 1 項において準用する法第 28 条第 5 項第 1 号ロの広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の表の上欄に掲げる営業について、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

(1) 法第 2 条第 7 項第 1 号の営業	台東区千束四丁目(16 番から 32 番まで及び 41 番から 48 番まで)の地域以外の地域
(2) 法第 2 条第 7 項第 2 号及び同条第 10 項の営業	商業地域以外の地域

3 法第 31 条の 8 第 1 項において準用する法第 28 条第 5 項第 1 号ロの映像送信型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域

は、商業地域以外の地域とする。

**(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)**

**第 12 条** 住居集合地域においては、法第 33 条第 1 項に規定する酒類提供飲食店営業を午前 0 時から日出時までの時間において営んではならない。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。
- 2 略〔公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正〕

**附 則** (平成 8 年 3 月東京都条例第 84 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 1 条第 1 号、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 1 項の規定は、平成 5 年 6 月 25 日から起算して 3 年を経過する日(その日前に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。)第 1 条の規定による改正後の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により、改正法第 1 条の規定による改正前の都市計画法第 2 章の規定により定められている都市計画区域について用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示があった日)までの間は、適用せず、この条例による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 1 条第 1 号、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 6 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

---